**派遣労働者として雇い入れようとするときの明示**

（労働者派遣法第31条の２第２項）

|  |
| --- |
| 令和7年3月20日需給　花子 殿(事業所名)　株式会社〇〇(許可番号)　派01-300000 |
| 協定対象派遣労働者であるか否か | ■協定対象派遣労働者である（当該協定の有効期間の終了日：**令和8年3月31日**　）□協定対象派遣労働者ではない |
| 昇給・賞与・退職手当の有無 | ・昇　　給（有（時期、金額等： ）　，　無）・賞　　与（有（時期、金額等：**12月、年間の業績及び人事考課により支給されない可能性あり**），無）・退職手当（有（時期、金額等：**別途退職給与規定により勤続３年目以降に支給**），無）  |
| 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項 | (1)苦情の申し出先・処理方法・連携体制派遣先（部署）派遣事業部 （役職）派遣事業部長 　（氏名）※※　※※ （電話）(0123)××-○○○○ 派遣元（部署）水産加工開発部　（役職）水産加工開発部長　（氏名）＃＃　＃＃ （電話）(0133)××-△△△△ (2)苦情処理方法①派遣先における(1)記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣先責任者へ連絡し当該派遣先責任者が中心となり誠意を持って遅滞なく当該苦情処理の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知します。②派遣元における(1)の記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣元責任者へ連絡し当該派遣元責任者が中心となり誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知します。③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり即日に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決をはかることとします。 |